

シンガポールにおける東日本大震災後の状況について

シンガポール事務所

■はじめに

2011 年 3 月 11 日（金）に発生した東日本大震災に対するシンガポール政府の対応は、迅速であった。震災発生同日、ナザン大統領から天皇陛下に、リー・シェンロン首相から菅首相に、それぞれお悔やみのメッセージが伝達され、翌 3 月 12 日（土）には、日本政府の要請を受け、民間防衛隊（SCDF: Singapore Civil Defense Force）の捜索専門隊員 5 名及び救助犬 5 頭で構成される捜索救助チームが被災地へ派遣された。

また、3 月 15 日（火）には、被災地に毛布や飲料水等の緊急救援物資を送る同国赤十字社の活動を支援するため、シンガポール政府が 50 万シンガポールドル（約 3,250 万円）を拠出することが発表され、3 月 18 日（金）には、シンガポール政府、シンガポール赤十字社、災害援助活動を行う NGO が連携し、毛布、マットレス、飲料水、水用ポリタンク、食品等の救援物資が提供されることが決定された。シンガポール国内の街頭や小売店舗の店頭等での募金活動や、各種団体によるチャリティイベントも活発に行われ、4 月末までに、3,000 万シンガポールドル（約 19 億 5,000 万円）以上の義援金が、シンガポール赤十字社に集められた。

3 月下旬までに、東日本大震災への対応等に関するワンストップポータルサイト (<http://www.gov.sg/japanquake>) が、シンガポール政府によって立ち上げられ、関係政府機関による一元的な情報提供が行われる一方で、テレビや新聞等では、震災による被害や福島第一原子力発電所の事故の状況等が、連日、大きく報道された。

実際、今回の震災に起因して、訪日旅行者の激減を始めとする様々な影響が顕かとなったところであるが、本稿では、以下、国際経済活動に関心を持つ日本の地方自治体にとって関わりの深い、日本への渡航自粛勧告や日本産食品の輸入規制の分野について、シンガポール政府による対応を軸としながら、系譜を辿ってみたい。（なお、東日本大震災に関するシンガポール政府の対応等については、別紙資料を併せて御参照いただきたい。）



日刊紙「The Sunday Times」
(2011 年 3 月 13 日 (日))



シンガポール政府が提供する
ワンストップポータルサイト

■日本への渡航自粛勧告と訪日旅行の動向

シンガポール政府は、震災発生翌日の3月12日(土)に、地震と津波による被害を受けた福島県、宮城県、青森県、岩手県、山形県、茨城県とその周辺地域への旅行を避ける旨の渡航自粛勧告を発出し、3月14日(月)には、「不要不急の日本への渡航を延期するよう強く求める」旨を発表した。

更に、3月17日(木)には、福島第一原子力発電所から半径100km圏外への退避、福島県及び宮城県からの即時避難、山形県、新潟県、関東地方からの避難の検討といった内容を含む勧告を発表するとともに、シンガポール外務省と在京シンガポール大使館が共同で、成田空港及び羽田空港において領事業務を実施し、加えて、十分なフライト座席数を確保するため、シンガポール航空とも連携することとした。

震災発生後の消費者心理の急激な冷え込みに加え、これら一連の訪日旅行に関する自粛勧告がシンガポール政府から発せられたことによる影響は甚大であり、2010年に18万人を超える過去最高を記録したシンガポールからの訪日旅行者数は、3月には前年同月比53.2%減、4月には82.6%減と、大幅に落ち込んだ。訪日旅行を取り扱う旅行代理店には、顧客からのキャンセルと返金を求める連絡が相次ぎ、訪日旅行商品をメインに据える旅行代理店にとっては、まさに屋台骨を揺るがす事態となった。

4月8日(金)から10日(日)と同月16日(土)・17日(日)には、民間事業者によるトラベルフェア(旅行商品の即売会)が開催されたものの、訪日旅行商品の販売は、壊滅的な状況であった。当時の新聞報道で「日本国内で放射能汚染の拡大が懸念される以上、日本への旅行は5年から20年経ったときに再考する。」といったシンガポール人の声を取り上げられたことは、消費者のマインドを如実に表したものであり、訪日旅行に携わる関係者にとって衝撃的であった。



JNTO「Seminar on Revival of Japan Bound Tourism」

一方、日本政府観光局(JNTO)シンガポール事務所は、震災発生直後から、現地旅行代理店との連絡連携を、これまで以上に緊密に取ることに努めた。各社へのヒアリングを行いながら、3月25日(金)には、旅行代理店の訪日旅行担当者等を集め、現状に関する情報交換や今後の展開についての意見聴取の場を設けた(筆者は、オブザーバーとして参加)。

その後、ウェブサイトを通じた日本の正確な情報発信を行うとともに、4月19日(火)から4回に亘る訪日旅行セミナー「Seminar on Revival of Japan Bound Tourism」を開催し、訪日旅行担当者等に向けて、震災後に日本へ渡航した方の報告、当事務所職員を含む在シンガポール地方自治体職員等の協力による日本各地の新たな観光素材の紹介、相互の情報・意見交換等の機会を提供した。同所は、4月25日(月)には、東日本大震災以降中断していた訪日旅行プロモーション活動の再開を宣言し、それに呼応するように、4月29日(金)からのプライム・トラベル社による東京行きツアーを皮切りに代理店各社が積極的

な送客に乗り出すとともに、メディア等の関係者の招請事業も、次々に企画実施されている。

シンガポール政府は、3月14日(月)以降の「不要不急の日本への渡航を自粛する」旨の勧告を、5月12日(木)に大きく緩和し、自粛対象を福島・宮城・岩手各県の沿岸地域及び福島第一原子力発電所から半径30km圏内への立ち入りと、同原子力発電所から半径80km圏内への移動に縮小した。



日刊紙「The Straits Times」
(2011年5月26日(木))

また、5月24日(火)から、東日本大震災後、シンガポールの政治家として初めて日本を訪れたリー・クアンユー前顧問相が、「日本が原子力発電所の危機的状況を克服すると確信している。この訪日を通じ、シンガポール国民に対して、日本を再び訪れることに問題がないことを示したい。」と語るなど、訪日旅行の復権復活に向けたシンガポール国内の環境は、次第に整ってきたと言えよう。



「The Straits Times」
(2011年5月31日(火))

最近では、各種メディアへの訪日旅行に関する記事や商品広告の露出機会も増えており、日本の地方自治体等によるシンガポールでの観光プロモーションも再開し始めている。JNTOシンガポール事務所では、今後、シンガポール政府観光局(STB: Singapore Tourism Board)やシンガポール旅行代理店協会(NATAS: National Association of Travel Agents Singapore)関係者の日本への招請旅行、シンガポールを始めとするASEAN加盟国の学生による東北地域での交流プログラム等を行うとともに、メディア関係者の日本への招聘事業や、半期に1度開催される大規模旅行フェア(次回は、2011年8月26日(金)から28日(日)までを開催期間とする「NATAS Holidays 2011」。)への出展を行う予定である。

■日本産食品の輸入規制等の状況

日本産食品の輸入については、福島第一原子力発電所での事故が発生したことを受け、シンガポール政府は、3月14日(月)に、予防的措置として、3月11日(金)以降に日本から輸出された食品(果実、野菜、魚介類、肉等の生鮮品)に対するサンプリングによる放射能検査を直ちに実施することを表明した。

その後、3月23日(水)には、日本の厚生労働省から提供された情報に基づき、福島県、茨城県、栃木県、群馬県からの牛乳・乳製品、果実、野菜、魚介類、肉の輸入を停止し、3月24日(木)には、サンプリング検査の結果に基づいて、千葉県と愛媛県からの果実、野菜に対する輸入停止措置を行った。

3月25日(金)には、日本から輸入される全ての牛乳・乳製品、果実、野菜、魚介類、肉について、一時保留しての検査を義務付けるに至った。更に、3月26日(土)から4月4日(月)までの間に、東京都、神奈川県、埼玉県、静岡県、兵庫県産の果実、野菜についても、輸入が停止された。(埼玉県産については、日本の厚生労働省からの情報提供。その他の都県産については、シンガポールでの検査に基づく措置。)

この時点で、合わせて11都県が輸入停止措置の対象とされたが、その後の調査で、放射性物質が検出された検体が、実際には、既に輸入停止を受けている他県産のものであったことが判明したため、4月14日(木)に愛媛県が、5月16日(月)に静岡県と兵庫県が、それぞれ輸入停止措置を解除された。6月13日(月)現在、合わせて8都県が輸入停止措置の対象となっている。(対象都県と品目については、下記別表を参照。)

なお、これらの輸入停止措置の対象とされている8都県産以外から牛乳・乳製品、果実、野菜、魚介類、肉、海藻を輸入する際には「産地証明書」(Certificate of Origin)の添付が必要となっている。(産地証明書については、当初は、日本の行政機関が発行するものに限られていたが、5月27日(金)に、商工会議所も発行機関として追加された。なお、4月28日(木)に、在シンガポール日本国大使館の担当書記官と当事務所の呼びかけにより、在シンガポール地方自治体職員を対象とする産地証明に係る説明会を当所にて実施した。)

その後、6月11日(土)のシンガポールの日刊紙「The Straits Times」によれば、放射能汚染のリスクの低い九州、四国、中国、北海道からの輸入食品については、通常の定期検査を適用する旨、報道されている。

(別表：シンガポールへの輸入が停止されている対象都県と品目)

対 象 都 県	品 目
福島県、茨城県、栃木県、群馬県	牛乳・乳製品、果実、野菜、魚介類、肉
千葉県、東京都、神奈川県、埼玉県	果実、野菜

シンガポール政府は、かかる輸入規制にあたり、首尾一貫して、日本から輸入される食品に対しては水際対策を実施していることから、シンガポール国内で実際に流通している日本産食品は安全であることを、自国民に対して強調する姿勢を取っており、また、輸出入・販売・飲食事業者も、西日本へ仕入れ先をシフトしたり、放射能に汚染されたものではないことを広報したりする等の防衛策を講じてきた。

しかしながら、日本産食品ひいては日本食を敬遠する動きは顕著に表れ、国内の日本食レストランでは、一時、客足が相当程度遠退く等の影響が見られた。

その後の報道によれば、既に4月の終わり頃までには、シンガポール国内の日本食レストランでも次第に客足



賑わいを見せる
高島屋「北海道フェア」

が戻りつつあるとのことであり、また、4 月下旬の高島屋「北海道フェア・函館特集」や 5 月中旬の伊勢丹「四国フェア」といった、シンガポール国内の日系小売店舗で開催された日本産食品のフェアは、事前の厳しい予想を覆す盛況ぶりであった。

■結びに代えて

さて、今般の東日本大震災並びに福島第一原子力発電所の事故を巡っては、5 月 13 日(金)に、在シンガポール日本国大使館とジェトロ・シンガポールセンターが主催する「東日本大震災に伴う原子力発電所事故の影響に関する説明会」(Briefing on Current Situation of Nuclear Accident)が、200 名を超える政府、経済、メディア等の関係者を集めて開催され、原子力発電所事故の現状、被災地を中心とした復旧状況、日本産食品や訪日旅行の安全性等に関する説明が行われた。



「東日本大震災に伴う原子力発電所事故の影響に関する説明会」の様子

また、当事務所も、先述の JNTO シンガポール事務所による訪日旅行セミナーへの協力や、メディア関係者の訪日招請事業、ASEAN 加盟国の学生による訪日交流プログラムの企画について、関係機関と協働するなど、現地日系政府機関が一丸となった活動を展開している。



地下鉄駅構内の掲示

ところで、東日本大震災の被害がシンガポール国内でも大きく取り上げられる中、筆者は、街の見知らぬ方々から、「日本は大丈夫か。困難な道程だとは思いますが、どうか頑張ってほしい。」と、温かな言葉を掛けていただいた。シンガポールを含む世界中の国々から、多くの支援の手が差し伸べられたことは、これまで、我が国が様々に行ってきた国際社会への貢献が、形となって返ってきたことの証左であろう。

当事務所でも、所管地域内のカウンターパート等から、多くのお見舞いのメッセージを頂戴し、また、JETAA シンガポール支部のメンバーによる募金活動や「希望のメッセージ」(Message of Hope)を日本の被災した学校に届ける取組が展開されるなど、当協会の事業によって培われた、国境を越えた絆の温もりに感銘を受けたところである。

その一方で、日本の一つの地域で生じた事象が、世界経済に少なからずインパクトを与えていることに気付くとき、あらためて、地域と世界の繋がりを認識したところである。先に、国連のアジア太平洋経済社会委員会が発表した「アジア太平洋経済社会調査 2011」では、東日本大震災の影響で日本の経済成長率が 1.0 ポイント低下した場合、シンガポールの成長率は、0.24 ポイント押し下げられると予測されている。これまで述べてきたような訪日旅行客の激減や、日本産食品輸入への規制のみならず、今日の複雑に絡み合った

サプライチェーンの中で、「ものづくり産業」への影響も、計り知れないものとなっている。

当事務所では、今後、シンガポールを含む所管地域内において、被災地域の力強い復興の足取りについて情報発信を行うとともに、関係機関との連携を一層強化しつつ、日本の地域社会をプロモートする活動をサポートしていきたいと考えている。それと同時に、筆者は、私達が根差す地域社会が、日本の中の一つの地域でありながら、世界というフィールドに常に向き合うことが求められる時代が既に到来して久しいことを、今回の震災を通じて痛烈に感じ、今後の地域づくりに重要な示唆を与えていることを忘れてはならないと考えている。

(各種報道(*The Straits Times*, *NNA* 他)、現地取材等による [2011 年 6 月 13 日 (月) 筆耕])
(小松所長補佐 (長野県派遣)、GUEH YUYUAN 調査員)



	日本への渡航及び国内移動等(外務省)	日本からの食品輸入等(農水畜産庁)	放射線量・放射性物質の拡散等(環境庁等)	その他
3月11日	○地震発生後、在京シンガポール大使館の緊急連絡網を通じ、被災地にいる自国民の安否確認を実施。			○ナザン大統領から天皇陛下に、リー・シェンロン首相から菅首相に、それぞれお悔やみのメッセージを伝達。
3月12日	○次の内容を含む訪日渡航自粛勧告を发出。 ≫ 地震と津波の被害を受けた地域(福島、宮城、青森、岩手、山形、茨城各県とその周辺地域)への旅行を避けるよう勧告。 ≫ 日本へ旅行する場合には、シンガポール外務省にオンラインでの登録を強く勧告。 ≫ 日本からの出国を希望するときは、各機関等に状況を確認した上で行動するよう勧告。			○日本政府の要請を受け、民間防衛隊(SCDF)の捜索専門隊員5人及び救助犬5頭で構成される捜索救助チームを被災地に派遣。
3月14日	○次の内容を含む訪日渡航自粛勧告を发出。 ≫ 不要不急の日本への渡航を延期するよう強く勧める。 ≫ 在日シンガポール人は、地震と津波の被害を受けた地域(福島、宮城、青森、岩手、山形、茨城各県とその周辺地域)へ行くことを避けるよう勧告(継続)	○日本産食品に対する放射能検査の実施等を表明。 ≫ 予防的措置として、3月11日以降に日本から輸出された食品(魚介類、果実、野菜、肉等の生鮮品)に対し、サンプリングによる放射能検査を直ちに実施。 ≫ 3月11日より前に日本から輸出された食品は放射能漏れの影響を受けていないため、現在、シンガポール国内に流通しているものは安全である。 ≫ シンガポールが2010年中に輸入した魚介類のうち日本からのものは2%に満たず、その他の日本産食品の輸入も、総輸入量の0.5%以下であるため、シンガポールの食品供給に対して大きな影響を与えない。		
3月15日	【シンガポール政府共同声明発表】 ○NEA(環境庁):日本の状況は依然深刻だが、原子力発電所の事故の地点はシンガポールから5,000km以上も離れているため、シンガポールが放射性物質で影響を受けるリスクは、極めて小さいと考えられる。現時点で、シンガポールの放射能レベルには、異常な変化は見られず、引き続き、放射能レベルを監視する。 ○AVA(農水畜産庁):日本からの輸入食品を対象に、放射能検査のサンプリング頻度を更に高める。 ○CAAS(民間航空管理局):現時点では、シンガポールに到着する飛行機や乗客の検査は必要ないが、日本の状況を引き続き注視し、適切な対応を行う。 ○MOH(保健省):3月12日以降に避難圏内(福島第1原子力発電所から半径20km、福島第2原子力発電所から半径10km)にいたシンガポール人は、帰国後、政府系病院での診査を受けるよう勧告。 ○MFA(外務省):不要不急の日本への渡航を延期する勧告を継続。			○鈴木庸一駐節特命全権大使は、ジョージ・ヨー外相を訪問し、シンガポールの支援に対する謝意を表明。 ○シンガポール政府は、被災地に毛布や飲料水等の緊急救援物資を送る同国赤十字社の活動を支援するため、50万シンガポールドル(約3,250万円)を拠出すると発表。
3月17日	○次の内容を含む訪日渡航自粛勧告を发出。 ≫ 不要不急の渡航自粛勧告は継続。 ≫ 原子力発電所から半径80~100km圏内のシンガポール人が、安全な場所に退避できるよう、在京シンガポール大使館がアレンジしている。 ≫ 福島県、宮城県内にいるシンガポール人は、直ちに避難すること。 ≫ 絶対的な理由がなければ、山形、新潟および関東地方(東京、千葉、神奈川、埼玉、群馬、茨城、栃木)にいるシンガポール人は、その地を離れることを検討すること。 ≫ 離日を希望するシンガポール人に対しては、旅行のアレンジ、ビザ関連などのサポートを、シンガポール外務省の領事チームおよび在京シンガポール大使館が、成田空港および羽田空港で実施。十分な席が確保できるようシンガポール航空とも連携している。 ≫ 帰国若しくは第3国への旅行を希望するシンガポール人は、関西、中部、福岡空港を利用することも可能。			

	日本への渡航及び国内移動等(外務省)	日本からの食品輸入等(農水畜産庁)	放射線量・放射性物質の拡散等(環境庁等)	その他
3月18日			○環境庁が、以下の内容を発表。 ≫ シンガポールの自然界における放射線量は、平均で1時間当たり0.1マイクロシーベルトとなっており、異常な変化は認められない。 ≫ 福島から5,000km以上離れているため、放射性物質の拡散による影響を受けるリスクは極めて小さい。	○ジョージ・ヨー外相が、東日本大震災の犠牲者への弔問名簿に記帳。 ○シンガポール政府は、シンガポール赤十字社及び災害援助NGOのマーシー・リリーフと連携し、宮城県に毛布、マットレス、飲料水、水用ポリタンク、食品等の救援物資提供を決定(総重量が60トンとなる救援物資の第1弾は、3月19日朝、日本へ輸送)
3月19日				○リー・シェンロン首相が東日本大震災の犠牲者への弔問名簿に記帳。
3月22日	【シンガポール政府共同声明発表】 ○NEA(環境庁):福島原子力発電所の事故の発生以降、シンガポールにおける平均放射線量は正常範囲内(1時間当たり0.08マイクロシーベルト)。また、放射性物質がシンガポールまで拡散する可能性は、極めて低い。 ○AVA(農水畜産庁):日本の放射能汚染地域内で産出された食品(牛乳、ホウレン草)や、台湾に輸出されたソラ豆から放射性物質が検出されたことが報道されているが、シンガポールでは、原子力発電所の事故発生以来、汚染地域から食品を輸入しておらず、3月11日以降に日本から輸出された生鮮食品に対する放射能検査を実施し、これまでに120を超える検体の検査をした結果、いずれも放射性物質を検出していない。 ○MOH(保健省):日本の避難圏内からシンガポールに戻り、体調不良を感じたシンガポール人には、政府系病院の受診を勧める。 ○MICA(情報芸術省):福島原子力発電所の事故に関連する、シンガポール政府の対応等についての情報を提供するワン・ストップ・ポータルサイトを立ち上げた(www.gov.sg/japanquake)。			
3月23日		○日本産食品の輸入停止:【福島県・茨城県・栃木県・群馬県】 ≫ 日本の厚生労働省からの情報提供に基づき、福島、茨城、栃木、群馬(4県)からの牛乳・乳製品、果実、野菜、魚介類、肉の輸入を直ちに停止。		○ジョージ・ヨー外相は、主要宗教団体連合会のイベントにおいて、日本人々との連帯を表明。
3月24日	○成田空港及び羽田空港での領事業務を止め、在京シンガポール大使館での領事支援に集約。	○日本産食品の輸入停止:【千葉県・愛媛県】 ≫ 日本から輸入された野菜のサンプリング検査において、千葉県及び愛媛県産の検体から基準値を超える放射性物質が検出されたため、これら2県産の野菜や果実も、直ちに輸入停止。		
3月25日		○日本から輸入した全ての果実、野菜、魚介類、肉、牛乳・乳製品について、一時保留しての検査を義務付け。		
3月26日		○日本産食品の輸入停止:【東京都・神奈川県・埼玉県】 ≫ 東京都及び神奈川県から輸入された野菜から放射性物質が検出され、また、日本の厚生労働省より、埼玉県産の野菜でも高い放射性物質を検出したとの情報を得たことから、上記3都県産の野菜や果物の輸入を停止。(関東全域からの野菜と果実の輸入停止) ≫ 日本から輸入される食品に対しては、水際対策を実施していることから、実際にシンガポール国内で流通する日本産食品は安全であることを強調。		
3月31日		○日本産食品の輸入停止:【静岡県】 ≫ 静岡県から輸入された小松菜のサンプルから放射性物質が検出されたため、静岡県産の野菜と果実を輸入停止。		
4月4日		○日本産食品の輸入停止【兵庫県】 ≫ 兵庫県から輸入された野菜のサンプル検査で放射性物質が検出されたため、兵庫県産の野菜と果実の輸入を直ちに停止。		

	日本への渡航及び国内移動等(外務省)	日本からの食品輸入等(農水畜産庁)	放射線量・放射性物質の拡散等(環境庁等)	その他
4月9日				<p>○日本・ASEAN特別閣僚会議開催。</p> <p>≫ ザイヌル・アビディン・ラジード上級国務相(外務担当)は、シンガポール政府の首席代表として、ジャカルタで開催された特別閣僚会議に出席。</p> <p>≫ ASEAN加盟国は日本への連帯を表明し、日本の復興に対する支援を行うことを表明。</p> <p>≫ また、会議では、日本とASEANの防災分野での協力強化についても議論。</p> <p>≫ 日本の松本外相との個別会談に臨んだザイヌル・アビディン・ラジード上級国務相は、日本の被災地の復興に向けて、シンガポール政府が引き続き支援を提供する用意があることを伝達。</p>
4月12日			<p>○シンガポール政府は、日本の経済産業省原子力安全・保安院が、福島第1原子力発電所の事故に関する評価を、国際原子力事故評価尺度(INES)で最も深刻な「レベル7」に引き上げたことについて、日本の状況は依然として深刻ではあるが、当該評価の変更が、シンガポールに直接的な影響を与えるものではないとの声明を発表。</p>	
4月14日		<p>○愛媛県産の食品輸入停止を解除。</p> <p>≫ 放射性物質が検出されたアオジソ(大葉)の検体が、愛媛県産ではなく福島県産であったことが判明したため、愛媛県産の食品輸入停止措置を即日解除。</p>		
4月21日		<p>○日本産食品への輸入規制措置を実施。</p> <p>≫ 4月29日以降、日本から輸入する食品を通関させる際には、日本の行政機関が発行する産地証明書(Certificate of Origin)の添付が必要となる。(対象食品:牛乳・乳製品、肉、魚介類、果実、野菜、海藻)</p> <p>≫ ただし、次に掲げる対象都県(10都県)原産の対象食品は、引き続き、輸入停止。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島県、茨城県、栃木県、群馬県…牛乳・乳製品、肉、魚介類、果実、野菜 ・埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、静岡県、兵庫県…果実、野菜 		
4月25日				<p>○4月25日・26日に、シンガポールで開催された『第8回日本・シンガポール シンポジウム』に際し、日本政府の首席代表を務める伴野豊外務副大臣は、シンガポール側の首席代表ザイヌル・アビディン・ラジード上級国務相(外務担当)と面会し、日本の現況と、支援提供への謝意を伝えた。席上、ザイヌル上級国務相も、シンガポール政府やシンガポール国民の日本との連帯を、改めて表明した。</p>
4月27日				<p>○シンガポールから提供された日本への支援に対する、菅首相からシンガポール国民への謝状を受領。</p>

	日本への渡航及び国内移動等(外務省)	日本からの食品輸入等(農水産産庁)	放射線量・放射性物質の拡散等(環境庁等)	その他
5月12日	<p>○日本への渡航について、次のとおり発表。</p> <p>≫ これまで出されていた勧告(不要不急の日本への渡航自粛勧告)を解除。</p> <p>≫ ただし、先の震災で甚大な被害を受けた福島県、宮城県、岩手県の沿岸地域への立ち入りを避けるよう、勧告。</p> <p>≫ IAEAによれば、依然として、福島第一原子力発電所は、非常に深刻な状況。</p> <p>≫ そのため、シンガポール人は、日本政府によって設定された福島第一原子力発電所から半径30km圏内への立ち入り制限を厳守すること。</p> <p>≫ また、同原子力発電所から半径80km圏内への移動を避けるとともに、同圏内に留まっているシンガポール人には、より安全な場所へ退避することを強く勧告。</p> <p>≫ 日本へ渡航するシンガポール人は、余震に備え、十分警戒し、日本政府の指示に注意すること。</p> <p>≫ 日本に滞在若しくは渡航しようとするシンガポール人には、シンガポール外務省にオンラインでの登録を強く勧告。</p> <p>≫ なお、領事業務に関するサポートが必要なシンガポール人は、東京のシンガポール大使館若しくはシンガポール外務省の担当室に連絡すること。</p>			
5月13日				○在シンガポール日本国大使館及びジェトロ・シンガポールセンターの主催による「東日本大震災に伴う原子力発電所事故の影響に関する説明会」開催。
5月16日		<p>○静岡県及び兵庫県産の食品輸入停止を解除。</p> <p>≫ 放射性物質が検出されていた上記2県産の野菜の検体が、日本の農林水産省の調査で、輸出事業者の誤記により、実際には埼玉県産と茨城県産であったことが判明したため、静岡県及び兵庫県産の食品輸入停止措置を即日解除。</p> <p>≫ 引き続き、輸入停止措置の対象となっている都県(8都県)及び食品は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島県、茨城県、栃木県、群馬県…牛乳・乳製品、肉、魚介類、果実、野菜 ・埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県…果実、野菜 		
5月26日				○5月24日から、東日本大震災後、シンガポールの政治家として初めて日本を訪れているシンガポールのリー・クアンユー前顧問相は、「日本が原子力発電所の危機的状況を克服すると確信している。この訪日を通じ、シンガポール国民に対して、日本を再び訪れることに問題がないことを示したい」と語った。(5月26日付け「The Straits Times」紙報道)
5月27日		○産地証明書の発行可能機関を追加。 ≫ 日本の農林水産省の指定により、商工会議所(Japanese Chamber of Commerce)を産地証明の発行機関として認める旨を発表。(6月3日、様式例を公表)		
6月11日		○放射能汚染のリスクが低い九州、四国、中国、北海道からの輸入食品については、通常の定期検査を適用。(6月11日付け「The Straits Times」等の報道による)		